

定期監査結果報告書

- 1 監査の期日 平成18年2月1日（水）
- 2 監査の対象 高砂市民病院（総務課、医事課）

3 監査の方針

今回の監査は、地方自治法第199条第4項の規定に基づき、平成17年4月1日から平成17年11月30日までの間における高砂市病院事業会計の予算執行状況、使用料等の収納事務、支出負担行為、委託契約、前渡資金取扱状況、補助金交付等の財務管理をはじめ、施設、備品等の財産管理について、関係する法令、規則等に従い、適正かつ効率的に執行されているか、また公営企業会計原則に基づき、市民病院の経営に係る管理が適正に行われているかを主眼にして実施した。

4 監査の要領

監査にあたっては、あらかじめ市民病院より関係資料の提出を求めるとともに、担当職員から説明を聴取した。

5 監査の結果

平成17年11月30日現在における歳入歳出予算の執行状況等について、関係資料に基づき説明を聴取し、内容を審査したところ、おおむね良好に処理され、適正に執行されていると認められた。

今後においても、市民の命と健康を守り、地域の基幹病院として医療の質の向上を図りながら、従来にもまして収益の確保と経費の節減に努め、経営の健全化と経営基盤の強化を図って行くよう要望する。

なお、細部については、その都度指摘したところであるが、今後検討を加えられたい点も若干見受けられたので、以下、各項目について述べる。

(1) 予算執行状況について

平成17年11月30日現在の歳入歳出予算執行状況等について、資料により審査し、執行率の低いもの及び流・充用したものを中心に担当者より説明を聴取した結果、おおむね適正に執行されていた。

(2) 現金取扱事務について

前渡資金の取扱について審査した結果、おおむね適正に処理されていた。なお、通帳については、金庫内に厳重に保管しており、また通帳の残高についても確認した。

(3) 財産管理事務について

管理財産は、行政財産である所管の施設等の建物及び土地について、資料の提出を求め、平成17年度における増減の有無等を主に審査した結果、良好に管理されていた。管理備品は、備品管理簿に基づき、平成17年度に取得及び廃棄したものを主に審査した結果、おおむね適正に処理されていた。今後も、財産管理について万全を期されたい。

(4) 契約事務について

主に委託事業について、執行状況に関する資料及び契約関係書類により審査し、その一部を抽出して、契約方法、業務内容等について担当者より説明を聴取した。委託事業において、見積参加業者が1社あるいは2社の随意契約が多く見受けられるが、契約方法については慎重に対応されたい。

(5) 滞納整理について

滞納整理については、各戸訪問等による徴収に取り組んでいることは認めるが、公平な負担を期するうえからも、厳正かつ効率的に取り組む、未収金の発生防止と早期回収に努めるよう望むものである。滞納整理については、各戸訪問等による徴収に取り組んでいることは認めるが、公平な負担を期するうえからも、より一層の努力を望むものである

(6) その他

時間外時間数及び年次有給休暇取得状況について、資料に基づき説明を聴取したところ、一部恒常的な時間外勤務が認められた。職員の健康面、事務執行の効率化に十分配慮し、時間外の縮減に努力されるよう要望する。